

**令和6年度 歳末たすけあい運動
支援事業のお知らせ**
～ つながり ささえあう みんなの地域づくり ～

今年も地域の皆様から寄せられる温かい募金をもとに「歳末たすけあい運動」を実施いたします。支援を必要とする方々が、新しい年を安心して迎えらる一助となりますよう、民生委員の推薦の他、ご本人からの申請を受付いたします。

◆申請資格条件

次の (1) (2) (3) の条件をすべて満たしている方

- (1) 桜区土合地区内（西堀、南元宿、町谷、新開、桜田、中島、道場、栄和、山久保）にお住まいの世帯（令和6年11月1日現在）
- (2) 生活保護を受給していない市県民税非課税世帯
- (3) 以下のいずれかに当てはまる方
 - ① 身体障がい者手帳1級をお持ちの方
 - ② 精神障害者保険福祉手帳・療育手帳をお持ちの方
 - ③ 要介護認定3・4・5で在宅の方、またはその方を在宅で介護・介助している家族
 - ④ 児童扶養手当証書、ひとり親家庭医療費受給資格証をお持ちの方
 - ⑤ 生活困窮者及び生活困窮世帯

◆支援金申請の流れ

1. 当協議会宛に直接お電話にてお申込みください。後日、ご自宅へ申請書を郵送いたします。
2. 担当の民生委員がご自宅へご訪問いたします。申請書に必要事項をご記入頂き、民生委員へご提出ください。
3. 支援会議で審査後、担当の民生委員が直接ご自宅まで支援金をお届けします。

※支援会議にて認められなかった場合は、別途通知案内をお送りさせていただきます。

支 援 額	:	世帯を基本に一人 8,000 円
対象者と同居の家族	:	1人につき 2,000 円加算
【例：ひとり親世帯 親1人・子2人の場合 12,000 円支給】		
※一世帯、一回の支援となります。ご了承ください。		

◆申込期間 令和6年11月 1日（金）～11月22日（金）

◆支援金交付期間 令和6年12月16日（月）～12月26日（木）

※本人またはご家族の申請を原則としますが、状況に応じて民生委員にご相談ください。

【お問合せ・お申込み】 土合地区社会福祉協議会
〒338-0832 桜区西堀 4-2-35 土合支所 2F
TEL&FAX 048-826-5993 (平日 10:00～16:00)